商品概要説明書

J Aマイカーローン (一般型A)

(2025年11月1日現在)

商品名	JAマイカーローン(一般型A)			
ご利用いただける 方	○当JAの組合員の方。			
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 76 歳			
	未満の方。			
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度			
	税引前所得とします。)。ただし、新卒内定者で、入社月の6ヵ月前以降に借入			
	申込みいただく場合を除く。			
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。			
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本			
	人またはご家族の持ち家であること。)。			
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。			
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。			
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資			
	金(営業用自動車等)は除きます。			
	①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む。)			
	のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。			
資金使途	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。			
	③運転免許の取得のためのご資金。			
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。			
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。			
	⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。			
III. → A der	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。			
借入金額	なお、お借入時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とします。			
	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者			
	のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲			
借入期間	内とします(最大6か月)。			
	○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在			
	お借入中の自動車資金の残存期間内、または15年から当初借り入れた自動車			
	資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。			
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。			
	【変動金利型】			
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金			
	利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7			
	月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。			
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライ			

	1) = 1.3	- F 0 -	ロ ナ ル ナ /=		10 11 67		0 22 11 1	
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日よ							
	り適用利率を変更いたします。							
	【固定金利型】							
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。							
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ							
	せください。							
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎							
	月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済							
	方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月							
	増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)							
	のいずれかをご選択いただけます。							
担保	○不要です。							
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会)の保証をご利用いた							
	だきますので、原則として保証人は不要です。							
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。							
	①一括払い(保証料率年 0.65%)							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(0.65%)(例)】							
/ロ <i>ニ</i> ナル/	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	
保証料	保証料	0.510	0.000	10 115	00.000	00.000	40.001	
	(円)	3, 510	9, 963	16, 415	22, 836	32, 388	48, 001	
	②分割払い							
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。							
	なお、保証料率は年 0.65%です。							
	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入い							
	ただけます。							
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記							
団体信用生命共済	載の加算利率分高くなります。							
(保険)	団体信用生命共済(保険)名					加算利率		
	団体信用生命共済(特約なし)				年 0.	年 0.20%		
	団体信用生命保険 (ワイド) 年 0.20%							
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
9 大疾病補償保険	保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が							
	加算されます。							
	年 0.50%							
手数料	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む)が必要です。							
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、							
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。							
	①全額繰上返済の場合…5,500円							
	②一部繰上返済の場合…3,300円							
	❷ 叫梾上咚俏∨勿口∵0,300 □							

	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○苦情処理措置
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本店総務部(電話:0439-70-1331)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A総務部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

JAきみつ

(注) 1 借入利率は、「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。